

<p>請願番号</p>	<p>請願第59号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成26年11月18日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書提出についての請願</p> <p>【要旨】 法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移譲することに反対する意見書を国会並びに関係行政機関に提出されるよう請願します。</p> <p>【理由】 平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止の姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革が進められることが定められました。 私どもは、「国と地方の役割分担の見直しを行い、国の事務・権限を地方自治体に移譲することにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにする」という同大綱に定める国の出先機関改革の理念について反対するものではありません。 しかし、「法務局等が行う事務・権限を地方に移譲すること」につきましては、私ども土地家屋調査士の業務は法務局等が行う事務と密接に関係する見地から、下記理由により、その理念の実現を懸念するところです。 よって、地方自治法第99条の規定に基づき、「法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移譲することについて反対する」旨の意見書を、国会並びに関係行政機関に提出されるよう請願します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法務局等が担う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する制度であり、中立性・公正性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものであり、全国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要がある。従って、登記制度は国の機関である法務局等が全国的に統一した基準により直接実施することが望ましいこと。 2 法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法・不動産登記法・会社法等の高度な法律的専門知識・能力に基づく判断が求められている。地方に移譲された場合、地方自治体及びその職員の業務に著しい負担が生じるとともに、地域によって事務処理の格差が生じることも懸念される。従って、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、国が一元的・体系的 		

	に行う必要があること。
紹介議員	中村 幸一 十屋 幸平
摘要	